



島根県報

平成27年8月7日（金）

第2,723号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

【特定調達公告】

「ご縁の国しまね」プレミアム宿泊券・おみやげ券プロモーション企画実施業務に係る随意契約の相手方等	（観 光 振 興 課）	3
平成27年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道 路 維 持 課）	4

【教委公告】

島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者の募集	（文 化 財 課）	5
-----------------------	-----------	---

【雑 報】

公益信託しまね女性ファンドの平成26年度の信託事務及び信託財産の状況	（環 境 生 活 総 務 課）	11
------------------------------------	-----------------	----

告 示**島根県告示第575号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市竹矢町字客原616-2外7筆
農事組合法人 おおつか営農組合	安来市大塚町353-1	安来市伯太町西母里1622-1外1019筆

2 認可年月日

平成27年 8 月 7 日

島根県告示第576号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成27年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ松江東津田店 松江市東津田町487番7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW松江店

(変更後) スーパースポーツゼビオ松江東津田店

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 木村 一義 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(変更後) ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 友良 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(4) 変更の年月日

(3)ア及びウ：平成26年 6 月13日

(3)イ：平成25年 2 月 6 日

2 届出年月日

平成27年 7 月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第577号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成27年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 銀山下

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 7 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 7 号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大森町字新町西側ハ112番 1	1 号
〃 字新町西側ハ116番	2 号
〃 字茶エン下平イ1527番 2	3 号及び 7 号
〃 字淀ノ奥左谷左平イ1525番 3	4 号
〃 字淀ノ奥入口左平イ1526番	5 号
〃 字淀ノ奥入口イ487番 1	6 号

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成27年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

「ご縁の国しまね」プレミアム宿泊券・おみやげ券プロモーション企画実施業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県商工労働部観光振興課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年5月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 有澤 寛 島根県松江市西川津町721

株式会社TSKエンタープライズ 代表取締役社長 昌子 成人 島根県松江市西川津町721

株式会社電通西日本広島支社 取締役支社長 安武 郁夫 広島県広島市中区袋町5-25

5 随意契約に係る契約金額

27,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成27年8月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称、数量及び配車先

(1) 除雪ドーザ(11t級、サイドアングリングプラウ)、1台、浜田県土整備事務所

(2) 除雪ドーザ(8t級、サイドアングリングプラウ)、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所

(3) 凍結防止剤散布車(乾式2.5m³級、4×4)、1台、隠岐支庁県土整備局

(4) 小型除雪機(1.1m級、ハンドガイド式)、2台、県央県土整備事務所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成27年7月24日

4 落札者の氏名及び住所

1(1): コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1

1(2)、(3)及び(4): 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

1(1): 14,580,000円

1(2): 10,551,600円

1(3): 16,383,600円

1 (4) : 5,335,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年 7 月 3 日

教 育 委 員 会 公 告

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成27年 8 月 7 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

1 募集の目的

島根県立古代出雲歴史博物館は、歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与することを目的として設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が平成28年3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 名 称 島根県立古代出雲歴史博物館

(2) 所在地 出雲市大社町杵築東99-4

(3) 施設規模

ア 敷地面積 57,002平方メートル

イ 建築面積 9,444.49平方メートル

ウ 延床面積 11,854.79平方メートル

エ 施設内容構造種別

(7) 本館

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階数 地上2階（一部地上3階、地下1階）

a 展示エリア

テーマ別展示室、総合展示室、神話展示室、特別展示室及び中央ロビー

b 交流エリア

講義室及び情報交流室

c 収蔵・調査研究エリア

収蔵庫、写真撮影室、くん蒸室、書庫等

d オープンエリア

エントランスホール、ラウンジ、展望台、カフェ、ミュージアムショップ等

(4) 体験学習棟

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上1階

(ウ) 駐車場

一般用(244台)、大型バス用(15台)、身障者用(6台)及び業務用(51台)

(エ) 外構

交流ゾーン・プラザ、メイン・アプローチ(130メートル)、風土記庭園(約29,000平方メートル)、体験広場及び体験水田

(オ) その他

屋外便所及び駐輪場(58台分)

3 指定管理者が行う業務

- (1) 博物館の観覧料の徴収に関する業務
- (2) 博物館の誘客及び広報に関する業務
- (3) 博物館活動への理解及び関心を深めるためのイベント等に関する業務
- (4) 博物館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (5) その他仕様書に記載する業務
- (6) 上記に掲げるもののほか、博物館の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

* 留意事項

指定管理業務の詳細は、業務仕様書を参照すること。

なお、指定期間中であっても業務内容の変更を行う場合がある。

4 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

年間委託額 287,279千円(消費税及び地方消費税8パーセントを含む。)

5年間の委託額 1,436,395千円(消費税及び地方消費税8パーセントを含む。)以内

* メリットシステムについて

観覧料の年間収入基準額を63,310千円とし、実際の年間収入額と基準額に差異が生じた場合、(当該年度収入額－収入基準額)×20パーセントに相当する額を、当該年度の指定管理料で増額(当該年度徴収額－収入基準額がマイナスの場合は減額)する。

* 各年度の指定管理料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

6 指定管理者の申請資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの(以下「申請者」という。)は、次のアからキまでのいずれにも該当することを要する。

ア 島根県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を置き、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停

止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

代表団体は、(1)アの資格を満たす法人等で、グループにおける責任割合が最大であること（代表団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあっては50パーセント超、3社の場合にあっては33パーセント超であること。）。

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、(1)のイからキまでのいずれにも該当すること。

エ 7(1)オのその他申請に必要な書類の(ア)から(ク)までについては、構成員ごとに提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

ア 指定管理者指定申請書（島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則（平成17年島根県教育委員会規則第22号）で定める様式第1号）

イ 事業計画書

(ア) 施設の管理運営の基本的方針

(イ) サービスの提供体制

(ロ) サービスの提供内容

(ハ) サービスの質の確保及び向上

(ニ) 誘客・広報等の利用促進策

(ホ) 施設等の維持管理

(ヘ) 危機管理体制

(ト) 財政的基盤

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じたの収支予算計画書

エ 法人等の概要

オ その他申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(イ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(ロ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(ハ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(ニ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

(ホ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ヘ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ト) 印鑑証明書

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本10部（副本は複写可）。ただし、(1)オの(7)、(ｲ)及び(ｶ)から(ｸ)までについては、正本 1 部及び副本 1 部

(3) 提出先

17に記載する場所

(4) 提出期限

平成27年10月 5 日（月）午後 5 時まで。郵送の場合は、書留とし、平成27年10月 5 日（月）午後 5 時必着とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送

8 募集要項、仕様書等の配布

(1) 配付期間

平成27年 8 月 7 日（金）から同年 9 月 7 日（月）までの毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配付場所

17に記載する場所

(3) 配付書類

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ 管理経費積算書

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。ただし、参加を希望する法人等がない場合は、開催しない。

(1) 開催日時 平成27年 9 月 11 日（金） 午後 1 時30分から午後 4 時まで

(2) 開催場所 出雲市大社町杵築東99- 4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 古代出雲歴史博物館の施設等の見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する者は、参加申込書を次のとおり提出すること（1 団体の出席者は、3 名までとする。）。

ア 参加申込書の記載内容

法人等名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号）

イ 提出場所

17に記載する場所

ウ 提出期限

平成27年 9 月 7 日（月）午後 5 時まで

エ 提出方法

郵送、ファクシミリ又は持参

10 指定管理者の候補の選定

島根県立古代出雲歴史博物館条例第 7 条の規定等による基準に基づき、島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 事業計画審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

エ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

(3) 審査の項目

ア 施設の管理運営の基本的方針

イ サービスの提供体制

ウ サービスの提供内容

エ サービスの質の確保及び向上

オ 誘客・広報等の利用促進策

カ 施設等の維持管理

キ 危機管理体制

ク 財政的基盤

ケ 収支計画

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格を審査の後、適当と認められる申請者に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

ウ 提案内容等のプレゼンテーションは、平成27年10月下旬に実施を予定している。

エ 候補者の選定は、平成27年11月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、決定された者の名称、選定の理由及び選定（評価）結果一覧表を県ウェブページで公表する。

オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

カ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県立古代出雲歴史博物館条例第7条の規定に基づき、島根県議会の議決が必要であり、10(4)で選定した候補者を平成27年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定等の締結

島根県と候補者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の「基本協定（指定期間、個人情報の保護、指定の取消しに関する事項、業務の責任分担等）」及び毎年度締結する「年度協定（当該年度の業務実施内容、指定管理料の支払方法、当該年度に必要となる責任分担事項等）」を締結する。

協定等を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、協定の発効は、平成28年4月1日を予定している。

12 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、議会へ報告するとともに、県ウェブページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

募集要項及び仕様書の内容等に対する質疑及び質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

平成27年 9 月14日（月）午後 5 時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑表に記入の上、17に記載する場所にファクシミリで提出すること（質疑はファクシミリのみで受け付ける。）。

なお、ファクシミリ送信をした後には、確認のため必ず電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は質疑回答表により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。

16 その他留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 島根県立古代出雲歴史博物館の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。

(4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成27年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された提案書類は、返却しない。

(6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(7) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しない

ことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(8) 管理運營業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(9) 島根県立古代出雲歴史博物館条例、島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）及び島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課

T E L (0852) 22-6611 ファクシミリ (0852) 22-5794

雑

報

公益信託しまね女性ファンド（平成26年度）信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年 8 月 7 日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた「魅力ある地域づくり」を推進する活動24事業に対し、計6,240,000円、「男女共同参画社会づくり」を推進する活動6事業に対し、計880,000円、「次代を担う人づくり」を推進する活動14事業に対し、計3,307,000円、「水と緑豊かな環境づくり」を推進する活動については該当なし、合計44事業10,427,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（平成27年3月31日現在）

資産合計	金318,737,158円
負債合計	0円
正味信託財産	金318,737,158円